

第7章 環境保全施策

1 環境影響評価制度

(1) 環境影響評価制度

【根 拠】

- ・ 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号、以前は「環境影響評価の実施について」）
- ・ 2005年日本国際博覧会環境影響評価要領（平成10年3月27日付、通商産業大臣官房長官商務流通審議官通達）
- ・ 愛知県環境影響評価条例（平成10年12月18日愛知県条例第47号、以前は「愛知県環境影響評価要綱」）

【目 的】

大規模な事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可等）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して実施されるように努めます。

【環境影響評価制度に係る対象事業】

表 7-1 環境影響評価制度に係る対象事業

対象事業種類	環境影響評価法		愛知県環境影響評価条例
	第 1 種事業	第 2 種事業	
1 道路			
高速自動車国道	すべて	—	—
指定都市高速道路（4車線以上）	すべて	—	—
一般国道（4車線以上）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	7.5km 以上 10km 未満
林道（幅員 6.5m 以上）	20km 以上	15km 以上 20km 未満	15km 以上 20km 未満
県道・市町村道（4車線以上）	—	—	7.5km 以上
2 ダム・堰 その他河川工事			
ダム	貯水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
放水路	土地改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新幹線・普通鉄道外の鉄道	—	—	7.5km 以上
新設軌道	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新設軌道以外の軌道	—	—	7.5km 以上
4 飛行場	滑走路長 2,500m 以上	1,875m 以上 2,500m 未満	1,875m 以上 2,500m 未満
5 発電所			
水力発電所	出力 3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて	—	—
太陽電池発電所	出力 4 万 kW 以上	3 万 kW 以上 4 万 kW 未満	3 万 kW 以上 4 万 kW 未満
風力発電所	出力 5 万 kW 以上	3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満	0.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満
6 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	—	—	処理能力 150t/日以上
し尿処理施設	—	—	処理能力 150kl/日以上
産業廃棄物焼却施設	—	—	処理能力 150t/日以上
廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満	25ha 以上 30ha 未満
7 下水道終末処理場	—	—	11.25ha 以上
8 工場・事業場	—	—	燃料使用量 11.25t/h 又は特定排水水の量 7,500m ³ /日以上
9 公有水面の埋立・干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下	40ha 以上 50ha 以下
10 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
11 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
12 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
13 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
14 農用地の造成	—	—	75ha 以上
15 レクリエーション用地の造成	—	—	75ha 以上
16 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	—
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
17 住宅団地の造成			
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
18 鉱物の掘採又は土石の採取	—	—	事業区域面積 75ha 以上又は土地改変面積 37.5ha 以上
19 複合開発事業	—	—	75ha 以上
20 港湾計画	埋立・掘込 300ha 以上	—	—

(注) この表は、環境影響評価法施行令別表第 1 及び愛知県環境影響評価条例施行規則別表第 1 を要約したものです。

【法律と条例の関係】

環境影響評価法では、必ず環境影響評価を行う「第一種事業」と環境影響評価を行うかどうかを個別に判断する「第二種事業」があります。一方、条例に基づき環境影響評価を行うこととなるのは、県道・市町村道などの独自の対象事業のほか、法律の「第二種事業」のうち法律に基づく環境影響評価は不要と判断された事業です。

(2) 豊田市環境影響評価検討会

【根 拠】

- ・ 豊田市環境影響評価検討会設置要綱（平成11年4月1日施行、以前は平成元年から「豊田市環境影響評価審査会設置要綱」により運用）

【目 的】

平成11年6月12日、環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例が施行され、新たに地球環境や生物多様性などが対象となり、より高度な知見が必要となります。このため、検討会を設置し必要に応じ専門家の意見、助言等を参考にしながら対応を図っていきます。

【役 割】

- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、市長に意見の具申を行います。
- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 市長が必要と認めて実施する環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 国や県に協力して、環境影響評価制度の円滑な推進を行います。

(3) 環境影響評価（アセスメント）に係る市長意見

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業について、その実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じて環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が平成11年6月12日から施行されています。本市では、豊田市環境影響評価検討会を設置し、国や県の環境影響評価制度に基づき、県知事への意見の具申を行っています。

(4) 豊田市環境影響評価検討会付議案件

表 7-2 豊田市環境影響評価審査会及び豊田市環境影響評価検討会付議案件

審査日	事業名	事業主体	区分
H2. 2. 22	豊田加茂産業廃棄物処分場建設	(財)豊田加茂産業廃棄物処理公社	その他
H2. 3. 20	豊田都市計画道路東海環状自動車道	中部地方建設局	国要綱
H2. 9. 12	逢妻衛生処理組合し尿処理施設整備	逢妻衛生処理組合	その他
H3. 1. 8	第2東海自動車道(鳳来町~豊田市)	中部地方建設局	国要綱
H3. 7. 16	農業集落排水事業(配津・畝部上地区)	豊田市	その他
H4. 6. 19	(仮称)豊田市浄水特定土地区画整理事業	豊田市	国要綱
H10. 6. 17	2005年日本国際博覧会(実施計画書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H11. 5. 20	2005年日本国際博覧会(準備書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H12. 1. 14	豊田市新清掃工場設置(方法書)	豊田市	県条例
H12. 4. 25	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(方法書)	愛知県	県条例
H13. 6. 19	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(準備書)	愛知県	県条例
H14. 4. 23	2005年日本国際博覧会(評価書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H14. 6. 20	豊田市新清掃工場設置(準備書)	豊田市	県条例
H15. 3. 28	2005年日本国際博覧会(追跡調査その1)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15. 10. 2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その2)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15. 10. 2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 2. 24	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その3)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 7. 9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 7. 9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17. 7. 19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17. 7. 19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H18. 12. 12	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成17~18年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H19. 10. 2	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(方法書)	愛知県企業庁	県条例
H23. 2. 25	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(準備書)	愛知県企業庁	県条例
H24. 1. 27	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(評価書)	愛知県企業庁	県条例
H25. 6~	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価に係る事後調査報告書(年次版)	愛知県企業庁 令和3年3月24日よりトヨタ自動車株式会社に事業者変更	県条例
R4. 1. 25	(仮称)新城・設楽風力発電事業(配慮書)	中部電力株式会社・株式会社OSCF	法律